

一般社団法人島根県臨床検査技師会

事務局運営規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 29 年 5 月 28 日 改訂

第 1 条 この細則は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という。）の定款及び組織運営規定に基づき、事務局の運営について定める。

第 2 条 事務局備え付簿冊は、次のとおりとし事務局長が管理する。

- (1) 総会議事録 (永久保存)
- (2) 理事会議事録 (5 年間保存)
- (3) 発翰綴 (3 年間保存)
- (4) 来翰綴 (3 年間保存、事務局長が必要と認める文章は永久保存)
- (5) 入会申込書 (5 年間保存)
- (6) 賛助会員名簿 (3 年間保存)
- (7) 会誌 (永久保存)
- (8) 会計帳簿等 (保存期間は経理規定第 7 条による)

第 3 条 事務局備え付印鑑は、次のとおりとする。

- (1) 「法人」 公印

第 4 条 事務局備えの会員手続き届出用紙は次のとおりとし、理事会の議決を経て会長が定める。

- (1) 会員手続き届出用紙（入会、退会）  
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会員手続き用紙（HP よりダウンロード）により、日本臨床衛生検査技師会、島根県臨床検査技師会双方の入会の手続きを日本臨床衛生検査技師会に行う。ただし、島根県臨床検査技師会のみに入会を希望する場合、また、退会の場合は島根県臨床検査技師会専用の会員登録用紙（P.17）を島根県臨床検査技師会に提出する。
- (2) 賛助会員届出用紙

第 5 条 この細則により処理できない事項については、理事会で処理をする。

（規程の変更）

第 6 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。